

令和7年度 加古川市 児童クラブのご案内 (夏休み期間限定利用)



利用申込受付スケジュール		
受付期間	月日	令和7年5月9日(金)～ 令和7年5月21日(水) (5月10日(土)、日曜を除く)
	時間	午前9時～午後5時15分まで(5月17日(土)は、午前9時～正午まで)【時間厳守】
申込受付場所	(平 日)	市役所 新館8階 社会教育課窓口
	(土曜日)	市役所 新館6階 161会議室
利用審査結果	上記期間内の受付分は、7月上旬頃に文書にて通知します。	

※書類不足や、記入漏れによる利用不承諾をなくすため、郵送・市民センター窓口での受付はできません。

加古川市教育委員会 社会教育課
(市役所新館 8 階)

〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000 番地
TEL : 079-427-9751 (直通)

1 児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の目的

市内の小学校(義務教育学校を含む。)に通っている1年生から6年生までの児童で、放課後等に保護者の仕事やその他の事情により、保育を必要とする児童に対して、その保護と健全育成を図るための事業です。

全国的には、「学童保育」と呼ばれることもあります。加古川市ではこの事業を「児童クラブ」と呼んでいます。

「児童クラブ」は、児童の安全保護、健全育成を第一の目的としていますので、学力の向上を目的とする学習塾とは異なります。

2 対象児童

児童クラブを利用できる児童は、次の条件を備えている必要があります。

(1)市立小学校(義務教育学校を含む。)に通う小学生

(2)父母や同居している祖父母などが、仕事や病気などのため、夏休み中の保育を必要とする。

3 利用申込に必要な書類

(1)児童クラブ利用申込書…児童1人につき1部

(2)児童クラブすこやかシート…児童1人につき1部

(3)就労証明書…父、母

※二人以上同時に申込みをされる場合は、どちらかお子様お一人分に添付して提出してください。

※土曜日児童クラブは、父、母、同居の祖父母の全員が、土曜日勤務や疾病等により土曜日に児童の保育を必要とする場合に限り、利用できます。

※平日勤務のみの就労証明書では、土曜日児童クラブの利用はできません。あらかじめご注意ください。

※祖父母による児童の保護を理由に校区外申請をされる方(祖父母の実家のある校区に通学するなど)は、祖父母の就労証明書が必要です。

※自営業主(個人事業主)、自営業専従者(自営業協力者)として従事している方等は、就労証明書と就労証明書裏面に記載しております添付書類をご提出ください。



利用希望理由	必要な書類
会社・団体等で勤務している方	就労証明書(就労先に証明をうけてください) (※育児休業を取得中の方は、就労証明書とともに、取得期間の分かる育児休業期間証明書等も提出してください。)
自営業主(個人事業主)・自営業専従者(自営業協力者)の方	就労証明書(就労証明書に記入のうえ、添付書類(就労証明書裏面に記載)も提出してください。)
病気、ケガ、看護付添等の方	児童クラブ利用に係る申立書に記入のうえ、診断書等も提出してください。
出産に伴う入院のため、利用を希望する方	児童クラブ利用に係る申立書に記入のうえ、出産予定日と入院期間の分かる書類の写しを提出してください。

(4)児童クラブ利用に係る申立書(必要な方のみ)

※病気、ケガ、看護付添等や出産に伴う入院のため、利用申込みをされる場合は、必ず提出してください。

※同居している祖父母が勤務等で保育できない場合は、必ず提出してください。

4 利用申込にかかる注意事項

(1)夏休み期間限定利用につきましては、多くの申込みがあることが予測されます。

※利用定員を超える場合は、就労状況、児童の学年や世帯の状況等により厳正に審査をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。また、各児童クラブの利用状況によっては、利用できない場合がありますので、ご了承ください。

(2)申込書類提出後に、申込書類の記載内容や証明書の内容に変更が生じた場合は、速やかに社会教育課にご連絡ください。

5 開所日時と閉所日(休みの日)

【開所日時】

(1)令和7年7月25日(金)から令和7年8月31日(日)まで

(2)午前7時45分から午後6時30分まで(送迎が必要となります。)※午後7時まで延長利用可。(別途料金必要)

※児童クラブ開所時間中の送迎を厳守してください。

※開所時間前の送り込みは、児童の安全確保の観点からもご遠慮ください。

※児童の安全確保のため、保護者の迎えが困難な場合は、代理(必ず成人)の方等での対応をお願いします。

【閉所日(休みの日)】

・日曜、祝日

・天災などにより、教育委員会が児童クラブを閉所すべきと認めた場合

【警報が発令されたとき】

午前7時に警報が発令されているとき閉所となります。

※時間によっては、支援員等からの連絡によって迎えに来ていただくこともありますのでご了承ください。

【保護者の方へのお願い】

児童クラブから帰るときは、児童の安全確保のため、閉所時刻までに保護者の方のお迎えが原則となります。

仕事等の関係で閉所時刻までに保護者の迎えが困難な場合は、児童の安全確保のため、代理(必ず成人)の方等で対応していただくようお願いいたします。

※児童クラブへ代理で送り迎えを行うなど、育児援助を受けたい人で行いたい人が会員登録し、有料でのボランティア活動を行うファミリーサポートセンター事業があります。利用には事前登録が必要です。制度の詳細については、加古川市ファミリーサポートセンター事務局(Tel079-424-9933)までお問い合わせください。



6 児童クラブ教室

児童クラブの教室は、小学校・幼稚園の余裕教室、または、専用のプレハブ教室を使用します。
※詳しくは、「10 土曜日児童クラブ」をご覧ください。

7 児童クラブの先生

支援員、補助員を各児童クラブに配置します。児童数が一定以上になった場合等は、補助員を追加配置することがあります。
土曜日児童クラブの先生は、平日の支援員・補助員とは異なります。

8 民間委託について

令和6年4月1日より、下記小学校の児童クラブについては、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店(以下、「シダックス」という。)」が運営しています。

【対象小学校名】

氷丘南、野口、平岡南、野口南、西神吉、陵北、東神吉、東神吉南、川西、氷丘、八幡、両荘みらい学園、志方、志方東、志方西

【問い合わせ先】

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 加古川事務所 [TEL:079-490-8686](tel:079-490-8686)

9 費用負担

種類	金額	内容説明
児童クラブ 保護者負担金	7月は4,000円 (1人/月) 8月は11,000円 (1人/月)	7月は4,000円、8月は11,000円となります。 ※児童クラブ保護者負担金は、口座登録のある方は口座振替にてお支払いいただき、口座登録のない方は、納付書にてお支払いいただきます。口座登録のある方は、ご指定の口座より毎月末日(土日祝の場合は翌営業日)にお引き落としいたします。 ※月の途中(15日以前)に辞退した場合、保護者負担金は2分の1となります。 ※同一世帯で2人目以降の利用児童にかかる保護者負担金は2分の1となります。 ※出席(欠席)日数によって月の保護者負担金は変更になりません。 ※生活保護受給世帯・就学援助認定世帯は、保護者負担金が減免となる場合があります。利用承諾後減免申出が必要となります。ただし、減免予定の方も、納期内に保護者負担金をご納付ください。減免決定後に、還付・充当させていただきます。
延長利用料金	2,000円 (1人/月)	延長利用を申込みいただくことで、午後6時30分を越えて午後7時まで利用可能となります。 ※延長利用には申込みが必要です。利用を希望する場合は、利用申込書にて申込みください。利用申込書の提出以降に延長利用を希望する場合は、児童クラブ変更届をご提出ください。 ※児童クラブ延長利用料金は、保護者負担金と同様の方法でお支払いいただきます。 口座登録のある方は、ご指定の口座より利用月の翌月末日(土日祝の場合は翌営業日)にお引き落としいたします。 ※延長利用の申込みをしていない児童が延長時間帯を利用した場合は、利用日数、時間にかかわらず、延長利用料金の月額2,000円をお支払いいただきます。 ※延長利用の申込みをした場合は、実際に延長利用時間における利用がない場合でも、延長利用料金をお支払いいただきます。 ※延長利用の利用開始前に、延長利用の申込みを取下げたい場合は、開始月の前月末日までに児童クラブ変更届をご提出ください。
おやつ代・ 教材費	7月は1,000円 (1人/月) 8月は2,000円 (1人/月)	7月は1,000円、8月は2,000円を集合します。 ※月の初日から末日まで全日欠席した場合は月額の全額を、また、月の初日から15日の間において全日欠席した場合、もしくは、16日から末日の間において全日欠席した場合は月額の半額(夏休み期間限定利用者は7月分については全額)を返金いたします。 ※上記以外において、日割りでの返金はいたしませんのでご了承ください。 ※おやつ提供は原則、出席した当日のみとします。 ※土曜日利用者は、毎回100円を別途集合します。 ※民間委託の児童クラブについては、おやつ代・教材費をシダックスにご納付いただくこととなります。その場合は、おやつ代・教材費のご納付は口座振替(翌月振替)が原則となります。
スポーツ 安全保険	800円 (1人/年)	児童クラブでの保育中、教室や運動場でケガをした時のために、賠償責任保険を含む、スポーツ安全保険に加入していただきます。 ※利用承諾書に記載された利用開始日の前日(土日祝日を除く)の午後6時30分までに、利用申込のキャンセルをしなかった場合は、スポーツ安全保険の支払いが生じますので、ご注意ください。 ※傷害保険金額…死亡:3,000万円、入院1日:4,000円 通院1日:1,500円 ※賠償責任保険支払限度額…1事故5億円(対人・対物賠償合算) ただし、対人賠償は1人1億円

※延長利用料金、おやつ代・教材費及びスポーツ安全保険については、減免の対象ではありませんので、ご了承ください。

10 土曜日児童クラブ

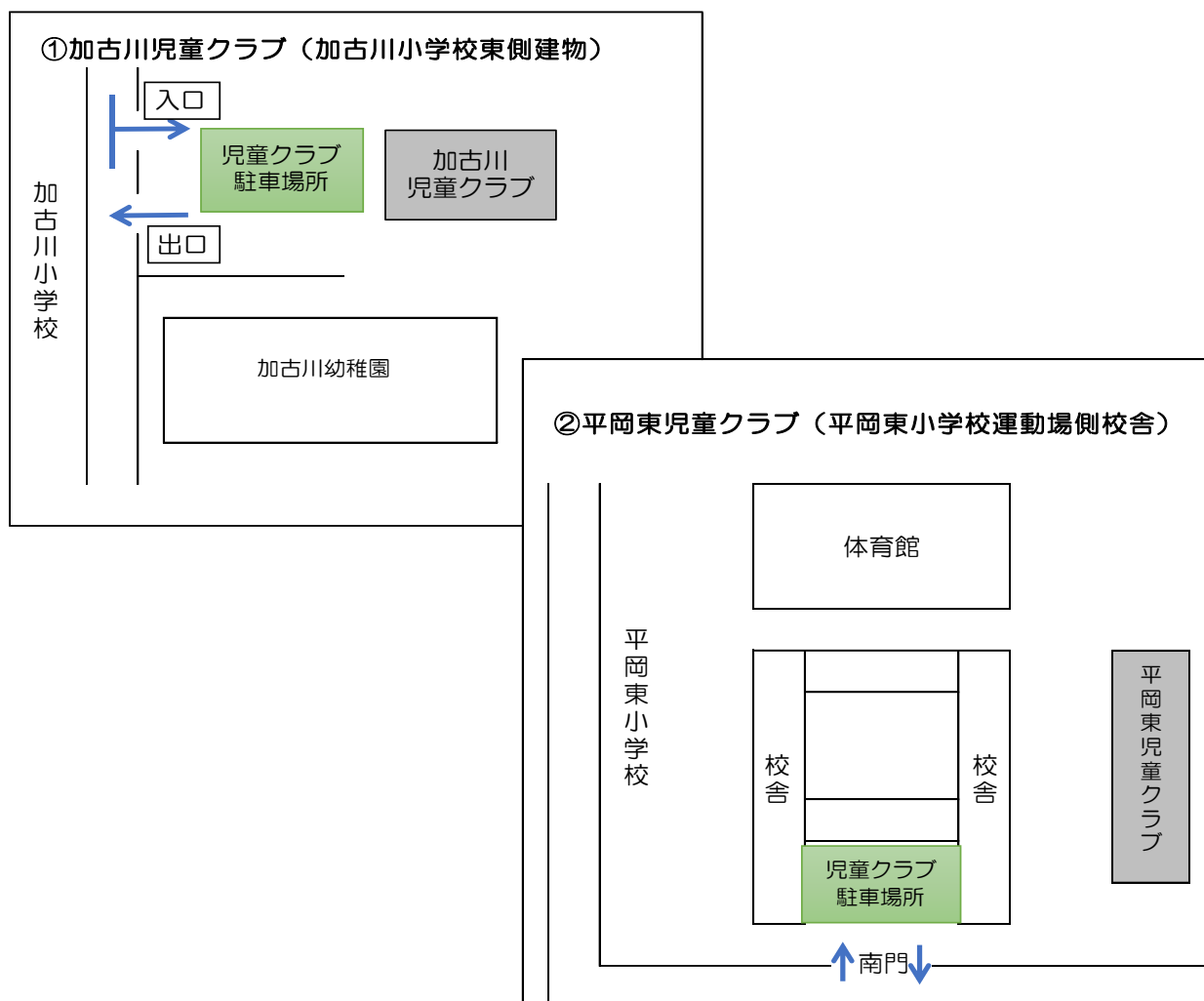
土曜日児童クラブは、①加古川児童クラブと②平岡東児童クラブの2カ所にて実施しますが、児童クラブの運営を民間事業者がしている児童クラブについては、土曜日の開所方法等が異なりますので、対象者には別途お知らせします。

【利用のきまり】

- ・利用対象者は、各児童クラブに在籍している1年生から6年生の児童です。
- ・土曜日だけの利用はできません。
- ・開所時間は午前7時45分から午後6時30分までです。※午後6時30分を越えて7時まで延長利用可。(別途料金必要)
- ・送迎の際は、児童クラブ教室内までお子さまをお連れください。
- ・持ち物は、弁当・水筒・勉強道具・帽子・自由帳です。持ち物全てに名前の記入をお願いします。
- ※上記持ち物以外の物は持ってこないようお願いします。紛失した場合の責任は負いかねます。

【土曜日児童クラブの実施場所】

児童クラブ周辺の路上駐車は、近隣の方の迷惑になるので絶対にしないでください。



11 児童クラブの辞退

児童クラブを辞退するときは、「児童クラブ利用辞退届」の提出が必要です。「児童クラブ利用辞退届」は、児童クラブ、または社会教育課で受付しています。

【辞退についての注意事項】

- ・辞退届を提出し、手続きが完了するまでは、児童クラブ保護者負担金がかかります。
- ・月の上旬(15日まで)に辞退された場合、辞退月の児童クラブ保護者負担金が半額となります。

12 注意事項

- (1) 児童クラブを休まれる場合は、必ず事前に児童クラブ支援員に連絡してください。
- (2) 児童の体調が悪いときは、迎えに来ていただく場合があります。
- (3) 届出事項に変更が生じた場合は、すぐに児童クラブ変更届を児童クラブ、または社会教育課へ届け出てください。
- (4) 給食がありませんので、お弁当が必要です。お茶も十分にご用意ください。
- (5) 次の場合には、利用を取り消すことがあります。
 - ①利用児童が、夏休みの保育を必要とする状況ではなくなったとき
 - ②児童クラブの各種費用を滞納したとき
 - ③その他、児童クラブのきまりごとや注意事項を守らない等、管理運営に支障を及ぼす行為が繰り返されるとき
- (6) 出席(欠席)日数によって月の保護者負担金は変更になりません。
- (7) クラス編成については、ご希望にそえませんのでご了承ください。